

国際サステナビリティ基準審議会、 公開草案「温室効果ガス排出開示に関する改正（IFRS S2号の改正案）」を公表

Point 1

何に関する提案？

本改正案は、温室効果ガス（以下、GHG）排出量に関する開示に対する実務上の課題に対応するため、IFRS S2号「気候関連開示」を改正し、開示要請事項の一部免除や明確化を行う提案です。

Point 2

何を変える提案？

GHG排出量の測定・開示に関し、以下が提案されています。

- ① スコープ3カテゴリー15の測定・開示対象を**ファイナンスド・エミッションに限定し、デリバティブ関連排出の開示を含めないことを容認**
- ② ファイナンスド・エミッションの開示における産業別分類において、**GICS以外の分類基準を利用可能に**
- ③ GHGプロトコル以外のGHG排出量測定方法の利用が法域当局または取引所から要請されている場合、**報告企業グループの全部ではなく、一部のみに適用可能であることの明確化**
- ④ 法域当局または取引所から要請されている場合、**最新のIPCC評価とは異なるGWP値を利用可能に**

Point 3

いつから影響がある？

当公開草案は2025年6月27日までを期限にコメントが募集されています。提案では具体的な適用開始時期は示されていませんが、コメント結果を2025年下期に検討後、可能な限り早期に適用開始する予定です。早期適用も認められます。



ここに注目！

当提案が採用されると、GHG排出量の測定・開示対象が明確化されるとともに、開示情報の重複が避けられることで、**作成者の情報作成負荷軽減が期待されます。**

一方で、現状の提案においては、左記①のGHG排出量測定対象の免除規定に合わせて、**免除対象としたデリバティブや金融活動に関する定量情報の追加開示が提案されているため、当提案を踏まえて開示内容の絞り込みを検討している場合は留意が必要です。**

なお、SSBJは、上記のIFRS S2号の改正に合わせ、改正内容をSSBJ基準に取り入れるかどうかを審議し、取り入れる場合には速やかにSSBJ基準の改正に関する公開草案を公表することとしています。